



高島トレイルの楽しみ方

自然が織り成すエコミュージアム(豊かな自然を楽しむ)

高島トレイルは、1,000mに満たない低山でありながら四季を通じて他にない濃密な自然を楽しむことができます。

春は、ブナ林の新緑や扇状地に自生するエドヒガンザクラ、淡雪のようなタムシバ、岩場に群生するシヤクナゲなど、多くの山野草が目を楽しませてくれます。夏は、ひと雨ごとにブナ林の緑が濃くなり、びわ湖水源の森での沢歩きは暑さを忘れさせてくれます。秋は、様々な木々が一年で最も個性を発揮する季節です。木々が描く紅葉のグラデーションで



山は覆い尽され、峠道の落ち葉の堆積は、歩くと登山靴が埋もれるほどです。雪の季節になれば森や山は深い雪に覆われます。スノーシューで分け入って雪面に残された動物の足跡の点描画に出会うことができます。

先人が歩み続けた歴史街道(先人の生活に触れる楽しみ)

高島トレイルのルートには、古来から人々の往来により築かれた数本の古道が交わっています。この古道は、若狭と都を結ぶ物流の道や巡礼者が利用した道など、古来から人々の生活に欠かすことのできない道でした。その道は、数々の歴史を生み、文化を伝承しました。先人が築き上げた悠々たる時に思いを馳せつつ歩く道の中で、歴史ロマンを味わうことができます。

高島トレイルを活かす取り組み

市では、昨年認定を受けた「びわ湖・里山観光振興特区」の具現化をより一層推進するため、このトレイルを新たな地域資源として、観光を切り口に地域経済の振興に努め地域の活性化を図っていきたいと考えています。

そして、このトレイルに存在する豊かな自然と、先人が築き上げた歴史文化を後世に引き継ぐべき貴重な資源として、保全と利用の両面で、地元の関係者が組織を立ち上げ、整備・運営に取り組んでいます。

また、訪れる方々にトレイルの良さや自然との共生を伝えるガイド養成などの人づくりも、併せて進めています。



高島トレイルの発信

全国に認知されるトレイルを目指し、全国のトレイルづくりに取り組まれている方々や登山家をはじめ、トレッキング愛好家などを集めて、10月27日・28日に全国トレイルサミットを開催します。

また、来年開催される第21回全国入博会祭トレッキング種目の開催場所に決定し、今年10月23日にはプレイベントが開催され、全国各地からトレッキング愛好家が高島に集結します。

このような全国規模のイベントを通じて、このトレイルを全国に発信し、自然を愛し健康と癒しを求め訪れる方々に、トレイルを紹介していきます。

そして、トレイルコースを利用した観光プログラムを作成し、年間を通じて誘客を図り、地域経済に波及効果が得られる仕組みをつくっていきます。

タウンピックス TOWN TOPICS

耐震補強・バリアフリー

住宅改修工事に最高50万円補助

高島市経済活性化支援住宅リフォーム促進事業

現在お住まいの住宅の耐震補強または高齢者や障がい者の自立を支援する住宅の改修工事に、最高で50万円まで補助します。

▼要件

- ①住宅の耐震補強
 - 木造住宅耐震診断に基づく診断を受けた住宅(昭和56年5月31日以前の住宅)で、耐震診断判定評価点が0.7未満の住宅。
 - この制度または高島市木造住宅耐震・バリアフリー改修事業(土木交通部所管)のどちらかを選択していただくことができます。
- ②住宅のバリアフリー
 - 歩行が困難になってきた65歳以上の高齢者(特定高齢者)や介護認定などを受けている高齢者および身体障がい者が、自宅内で自立した生活を過ごすことを目的とした住宅リフォーム工事。
 - 介護認定を受けておられる方、障害者手帳をお持ちの方は住宅リフォーム工事の内容、金額により、住宅改修助成制度(長



寿介護課・障害福祉課がそれぞれ所管しこの制度を組み合わせて利用することができます。※マンションなどは占有部のみ。※同一世帯の方で、親族が所有する場合であっても工事の承諾が得られる住宅を含む。※特定高齢者および障がい者については、聞き取り調査で確認させていただきます。

③いずれも市内の事業者により施工される工事で、対象工事が100万円以上のもの。

▼補助金額

対象工費の25%以内で50万円を限度とします(千円未満の端数は切り捨て)。

補助金については、6割を現金でお支払いし、残り4割を地域通貨「アイカ」でお支払いします。

〈例〉補助金額50万円の場合

現金30万円、地域通貨「アイカ」20万円

▼その他の要件

①市民の方で、市税等の滞納がないこと

住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間にバリアフリー改修工事を行った場合、次の要件を満たすことにより、当該家屋にかかる翌年分の固定資産税(100㎡相当分までに限る)の3分の1を減額します。

この制度の適用を受けようとする場合は、改修後3か月以内に必要書類を揃え、申請してください。

対象家屋

平成19年1月1日以前から高島市内に所在する住宅かつ次のいずれかの方が居住する既存住宅(賃貸住宅を除く)

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方

対象工事

工費が30万円以上(補助金等を除く自己負担額)の下記の改修工事

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

図 税務課 ☎(25)8116



図 商工観光課 ☎(25)8514